

# ご旅行条件書

お申込みの際には必ずこのご旅行条件書を十分にお読みください。  
(この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面、及びこの書面のとおり旅行契約が締結された場合は同法第12条の5により交付する契約書面の一部となります。)  
(オプションサービスのご旅行条件については、お申込み時に別途ご案内いたします。)

## 1. 募集型企画旅行契約

(1) このご旅行は、株式会社 JR 東日本びゅうツーリズム&セールス(東京都墨田区錦糸 3-2-1 観光庁長官登録旅行業第 1135 号)(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約を締結(以下「旅行契約」といいます。)することになります。  
(2) 旅行条件につきましては、この本旅行条件書によるほか、パンフレット類(日程表を記載)又は確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。  
(3) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程表に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配及び旅程管理を行うことを引き受けます。

## 2. 旅行のお申込

(1) 当社所定の旅行申込書(以下「お申込書」といいます)に所定の事項を記入の上、本項(4)のお申込金(お一人様につき)を添えてお申し込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料、又は違約料の一部として取扱います。  
(2) お客さまが旅行の参加に際し特別な配慮を必要とする場合には、お申込時に申し出てください。可能な範囲内で、当社はこれに応じます。なお、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とします。  
(3) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約のお申込を受け付けることがあります。この際、ご予約の時点では、契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内(当社の定めた期間内)にお申込書とお申込金を提出していただいた時点での契約の成立といたします。この期間内にお申込金を提出されない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。  
(4) お申込金(お一人様)

|      |          |
|------|----------|
| お申込金 | 旅行代金の20% |
|------|----------|

(5) 当社提携クレジットカード会社のカード(以下「クレジットカード」といいます。)の会員(以下「会員」といいます。)より、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段によるお申込みを受け、会員の署名なくして旅行代金等の当社に対する金銭債務(以下「旅行代金等」といいます。)の支払を受けること(以下「通信契約」といいます。))により旅行契約を締結する場合は通常の旅行条件とは以下の点で異なります。  
①通信契約は当社が契約の締結を承認する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。  
②「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払い戻しの債務の履行をすべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。  
③与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第13項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する日までに現金により旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

## 3. お申込条件

(1) 当商品へのお申込は、出発時に中学生以上のお客さまに限らせていただきます。  
(2) 18歳未満の方は、親権者の方の同意をいただいておりますお申込となります。  
(3) 血圧異常、心臓病等現在健康を害している方は医師の診断書を提出していただくことがあります。団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合はご参加をお断りさせていただくか、又は同伴者の同行を条件とする場合があります。  
(4) お客さまがご旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診察又は加療が必要と判断する場合は、必要な措置をとることがあります。これにかかる一切の費用はお客さまのご負担となります。  
(5) お客さまのご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。  
(6) 他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるときは、お申込をお断りする場合があります。  
(7) お客さまが暴力団員、暴力団関係者、総会屋等その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りすることがあります。  
(8) お客さまが当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。  
(9) お客さまが風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。  
(10)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください)。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。  
(11) 本項(10)のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。  
(12) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた特別な措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さま負担とします。

## 4. 契約の成立と書面の交付

(1) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し第2項(4)のお申込金を受領したときに成立するものとします。  
(2) 本項(1)の規定に係らず、通信契約においては当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達したときに成立するものとします。  
(3) 当社は、契約の成立後速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡しいたします。  
(4) 旅行契約が成立した場合、このご旅行条件書は契約書面の一部となります。当社が手配し、旅程を管理する旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。  
**5. 確定書面(最終日程表)の交付**  
(1) 契約書面において旅行日程または運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示し重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降のお申込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定記載を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)をお渡しいたします。この場合、当社が手配し、旅程を管理する旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。  
(2) 本項(1)の場合において、手配状況の確認を希望する方から問い合わせがあった時は、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに応じます。

## 6. 旅行代金のお支払い

(1) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2ヶ月目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2ヶ月目に当たる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。  
(2) 当社は、クレジットカードにより、所定の伝票への会員の署名なくしてご旅行代金等のお支払いを受けます。この場合は、カード利用日は旅行契約成立日とします。  
**7. 旅行代金の適用**  
旅行代金は、コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

旅行代金には、旅行日程に明示した次の運賃、料金を含んでいます。ただしお客さま負担と明示したものは除きます。

- (1) 鉄道、航空機、船舶等利用交通機関の運賃、料金
  - (2) 旅行日程に明示した空港、駅、港とホテル・旅館の間の送迎バス料金
  - (3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料金)
  - (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料
  - (5) 旅行日程に明示した食事・お飲み物の料金及び税・サービス料
  - (6) 団体行動中の心付
  - (7) 添乗員の同行費用
- 上記諸費用はお客さまのご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

- 第8項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) クリーニング代、電報・電話代、ホテル・旅館等のルームボーイ・メイド等に対する心付、その他追加飲食費等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料金
  - (2) 傷害、疾病に関する医療費
  - (3) 別途希望により1人部屋を使用される場合の追加料金
  - (4) 希望者のみ参加する別途料金のオプションツアー等の経費
  - (5) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費
  - (6) 任意の旅行傷害保険料
  - (7) 一部のお飲み物や特別に手配する食事

## 10. 旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の企画旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 11. 旅行代金の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。  
(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときはその改訂分だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にその旨をお客さまにご連絡いたします。  
(2) 当社は、旅行の実施に要する費用の減少を伴う契約内容の変更又は第10項の規定に基づく旅行の実施に要する費用(契約内容の変更に伴い発生する取消料・違約料その他必要な費用を含みます。)の増加を伴う契約内容の変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものは除きます。)がなされた時、当社は変更差額分だけ、旅行代金を変更することがあります。  
(3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行の契約成立後、当社の責に帰すべき事由により当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがあります。

## 12. お客さまの交替

(1) お客さまは、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として10,000 円をいただきます。但し、1室ご利用のお客さま全員が交替となる場合は取消扱いとなります。また、出発後のご参加者の途中交替はできません。  
(2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客さまの当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

## 13. お客さまによる旅行契約の解除

(1) お客さまはいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただいで旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込店舗の営業時間内にお受けします。この場合、既に收受している旅行代金(あるいはお申込金)から所定の取消料を差引き払い戻しいたします。通信契約を締結した場合、当社は、クレジットカードにより、所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けます。この場合、解除のお申し出があった日をカード利用日とし、既に受領している旅行代金から取消料を差し引いた差額を直接払戻します。

また、旅行契約成立後にコース及び出発日を変更された場合も下記の取消料の対象となります。当社の責任としないローン取扱上の事由により、お取り消しになる場合も下記の取消料をお支払いいただきます。

| 旅行契約の解除日             |                                                  | 取消料       |
|----------------------|--------------------------------------------------|-----------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって | ①21日目にあたる日以前の解除<br>(日帰り旅行にあたっては11日目)             | 無料        |
|                      | ②20日目にあたる日以降の解除<br>(日帰り旅行にあたっては10日目)<br>(③～⑥を除く) | 旅行代金の20%  |
|                      | ③7日目にあたる日以降の解除<br>(④～⑥を除く)                       | 旅行代金の30%  |
|                      | ④旅行開始日の前日の解除                                     | 旅行代金の40%  |
| —                    | ⑤旅行開始当日の解除                                       | 旅行代金の50%  |
|                      | ⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加                               | 旅行代金の100% |

(2) 申込金のみで本項(1)の取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。  
(3) お客さまは、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。  
①契約内容の変更が第21項の表中(1)～(8)に掲げる項目その他の重要な旅行内容の変更であるとき。  
②第11項に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。  
③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。  
④当社がお客さまに対し、別途定める期日までに確定書面を交付しなかったとき。  
⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。  
(4) 旅行開始後  
①お客さまのご都合により途中で契約を解除又は一時離脱された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。  
②お客さまの責に帰さない事由により契約書面、又はパンフレット等に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは本項(1)の規定によらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領できなくなった部分を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料・違約料その

